

建設工事に関連する業務委託についての入札契約制度改正（お知らせ）

本市発注の建設工事に関連する業務委託における入札契約制度を改正しますので、次のとおりお知らせいたします。

1 佐野市最低制限価格制度実施要綱の改正について

(1) 建設工事に関連する業務委託における最低制限価格制度の導入

品質の確保、ダンピング受注による労働条件の悪化防止等を目的とし、建設工事に関連する設計、調査、測量等の請負契約について最低制限価格制度を導入します。

制度は令和5年5月1日以降に入札通知を行う案件から適用し、案件ごとに最低制限価格設定の有無を指名通知書にてお知らせいたします。また、最低制限価格の公表は事後公表とします。

※佐野市最低制限価格制度実施要綱は佐野市ホームページでご確認ください。

(2) 最低制限価格算出方法の概要

佐野市最低制限価格制度実施要綱第3条に規定する業種区分毎に、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（下表①～④、円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が下限額を下回る場合は下限額、上限額を上回る場合は上限額とします。）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とします。

業種区分	①	②	③	④	下限額	上限額
ア 測量業務	直接測量費	測量調査費	—	諸経費 ×5.5/10	業務価格 ×6/10	業務価格 ×8.2/10
イ 建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費	諸経費 ×5.5/10	業務価格 ×6/10	業務価格 ×8.2/10
ウ 土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費	—	諸経費 ×5.5/10	業務価格 ×6/10	業務価格 ×8.2/10
エ 土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費	直接経費 (積上計上)	その他原価 ×9/10	一般管理費等 ×4.8/10	業務価格 ×6/10	業務価格 ×8.2/10
オ 地質調査業務	直接調査費	間接調査費 ×9/10	解析等調査業務費 ×8/10	諸経費 ×4.8/10	業務価格 ×2/3	業務価格 ×8.5/10
カ 補償関係コンサルタント業務	人件費	直接経費	—	諸経費 ×5.5/10	業務価格 ×6/10	業務価格 ×8.2/10
キ 補償関係コンサルタント業務	直接人件費	直接経費 (積上計上)	その他原価 ×9/10	一般管理費等 ×4.5/10	業務価格 ×6/10	業務価格 ×8.2/10
ク その他業務 (積算体系が建設工事と同じもの)	直接工事費 ×9.7/10	共通仮設費 ×9/10	現場管理費 ×9/10	一般管理費等 ×6.8/10	業務価格 ×7.5/10	業務価格 ×9.2/10
ケ その他業務 (積算体系がアからキのいずれかの 業務と同じもの)	アからキのいずれかの計算方法					

(3) 複数の建設工事に関連する業務委託を合冊発注する場合の計算方法

建設工事に関連する業務委託において、複数の業種区分を合冊して発注する場合の「予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額」は佐野市最低制限価格制度実施要綱第3条に規定する、それぞれの業種区分毎に積算した額の合計額とします。

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係

電話 0283-20-3027